

公益財団法人ちくご川コミュニティ財団

理事の職務及び権限に関する規程

- 第1条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 第2条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 第3条 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務（当法人を代表して行うものを除く。）を代行する。
- 第4条 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 第5条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 本規定は、令和元年9月1日より施行する。
- 2 当法人の名称を令和3年10月23日に変更する。
- 3 当法人の名称を令和7年10月30日に変更する。